

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月及び同年3月

私の年金記録のうち、A共済組合に加入（平成10年4月）以前の10年2月及び同年3月の2か月分が未納と記録されているが、その期間の国民年金保険料は、同年4月以降にB市民センターでの年金の臨時相談窓口で現金を持参し、2か月分を間違いなく納付したので、記録の訂正をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、B市民センターの臨時年金相談会場で現金を持参したなど、納付状況について具体的に申述している上、C市役所の回答から、申立期間におけるB市民センターでの臨時年金相談会の開催が裏付けられている。

また、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月
② 昭和47年2月

私は、昭和46年11月末に会社勤めを辞める際、国民年金に加入するよう勧められ、同年12月初めごろA市役所で夫婦二人の国民年金加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に市役所で納付したのに未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳の記載から、国民年金手帳記号番号は昭和46年12月6日に払い出されたことが確認できることから、申立期間②の国民年金保険料納付に特段の困難性はない。

また、申立期間②は1か月と短期間であり、直前の保険料は納付済みとなっていることから、申立人が申立期間②の保険料についても納付していたものとするのが自然である。

一方、申立期間①については、社会保険庁の被保険者台帳により、平成5年8月に国民年金の資格取得日が昭和46年12月1日から同年11月30日に変更されたことが確認でき、国民年金の加入手続きの時点において申立期間①は国民年金には未加入であったことが推認できることから、申立期間①は保険料を納付することができなかった期間である。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和47年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から63年3月まで

申立期間当時、A市の女性職員が毎月自宅に国民年金保険料の集金に来ていて、妻が保険料を集金人に納付していた。60歳になる前に申立期間が不自然な形で空白となっているので、市役所に何回か行き訂正を求めたが、領収書が無いと「ダメ」と言われた。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時女性の集金人が自宅に来て、妻が国民年金保険料を納付したと申述しているところ、A市の集金人制度は昭和63年ごろまで存続しており、申立人が居住していた区域では女性の専任徴収員が保険料を集金していたことが確認でき、申立期間は10か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は納付済みとなっていることから、申立人が申立期間の保険料について集金人に納付していたものとするのが自然である。

また、申立人が所持する昭和62年分及び63年分の確定申告書からは、申立人の経済的事情に特段変化は見受けられず、同申告書の社会保険料控除欄に申立期間の保険料に相当する金額が記載されていることから、申立内容には^{しんぴょうせい}信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 7 月まで

私は、昭和 44 年 4 月に厚生年金保険を脱退後、直ちに国民年金に加入し、再度厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付していたのに、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失してすぐに国民年金に加入したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、同年 8 月に払い出されていることが確認できる。また、申立期間①の前の期間並びに申立期間①及び②に挟まれた期間は納付済みである上、申立期間①は 3 か月、申立期間②は 16 か月で合計しても 19 か月と比較的短期間であることから、申立期間①及び②は納付されたものとするのが自然である。

さらに、申立期間①は、年度内の一部期間が未納となっていることから、特殊台帳を保存する対象となるが、社会保険事務所において申立人の特殊台帳が保管されておらず、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から5年9月まで
平成7年8月にA市役所の集金担当者から「未納期間に気付いてから2年間は納付できる。」と将来の年金額を増やすために申立期間の国民年金保険料の納付を勧められたので、同市役所B出張所に行き、自分と夫の分の申立期間の納付書を発行してもらった。保険料は毎月の集金とは別に、金融機関で毎月納付してきたので、申立期間について未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年7月から同年9月までの期間については、申立人が集金担当者から未納期間の国民年金保険料の納付を勧められた7年8月の時点で過年度納付が可能である上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の夫は、当該期間を含む5年7月から6年3月までの期間について過年度納付していることが確認できることから、申立人も当該期間の保険料を夫と共に過年度納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、平成3年7月から5年6月までの期間については、申立人は、集金担当者から未納期間に気付いてから2年間は納付できると聞いたと主張しているが、未納期間の納付については、納付しようとした時点から2年を超える期間は、時効により、さかのぼって納付することはできない上、申立人の夫も当該期間は未納であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年3月31日まで
申立期間の標準報酬月額が53万円から8万円に引き下げられていることに納得できない。標準報酬月額を正しい額に戻してもらいたい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、4年4月から6年2月までの期間について53万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員ではなかったことが確認できる上、申立人の妻は申立人について、「当該事業所ではB（職種）を担当する従業員であった。」と説明しており、元同僚及び元顧問社会保険労務士は、「社会保険関係の手続を行っていたのは、社長、顧問社会保険労務士及び経理担当だった。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B作業所における資格取得日は昭和19年10月24日、資格喪失日は20年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については90円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月24日から20年10月1日まで
私は、徴用令により昭和19年10月からA社B作業所でC（職種）として働いた。20年5月16日に事故で足指を負傷し、同年10月にD（地名）に帰った。申立期間について厚生年金保険に加入していたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人と同様に徴用され一緒に働いたとして氏名を挙げた元同僚は、A社において昭和19年11月1日から20年9月5日までの厚生年金保険記録が確認できる上、申立人が所持する手帳に、同年5月16日にA社B作業所において事故で足の指を負傷した旨が記されていることから、申立人が申立期間当時、当該事業所で勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無いが、昭和20年11月7日にE（地方公共団体）庁舎の火災により、E（地方公共団体）が保管していた被保険者名簿のほとんどが焼失し、復元された当該事業所の被保険者名簿には多数の欠番が存在する上、記号番号払出簿にも氏名欄が空欄の記録が多数確認できることから、申立人の記録が欠落した可能性が考えられる。

さらに、申立人は、F事業所に勤務していたときに徴用され（資格喪失日：昭和19年10月24日）、20年10月にD（地名）の実家に帰ったと

供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 24 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 10 月 1 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額は、申立期間において同様の仕事を行っていた元同僚の記録から、90 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成3年7月から同年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは53万円、同年10月から6年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から6年9月30日まで

社会保険事務所から説明を受け、A社における申立期間の私の標準報酬月額が著しく下げられていることを知ったが、そのように下げられる覚えは無く、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年10月13日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その2週間後の同年10月27日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年7月から同年9月までの期間については50万円から、同年10月から5年9月までの期間については53万円から、同年10月から6年8月までの期間については50万円から、それぞれ8万円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により申立期間当時取締役であったことが確認できるが、申立期間において雇用保険に加入している上、当該事業所の元事業主及び元取締役は、「申立人はずっとB部門におり、社会保険関係の事務にかかわることはなかった。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保

険事務所に当初届け出たとおり、平成3年7月から同年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは53万円、同年10月から6年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年11月16日から6年4月30日まで
A社における私の標準報酬月額が平成5年11月から6年3月までの間、さかのぼって8万円に引き下げられていることに納得できない。申立期間は、40万円の報酬を得ていたので標準報酬月額を正しい記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年4月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年5月13日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年11月から6年3月までの期間について41万円から8万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、申立期間において雇用保険に加入し、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員ではなかったことが確認できる上、申立人は、「私は、当該事業所において、顧問、相談役であった。入社と同時にB（外国）に渡り業務獲得に従事した。しかし、B（外国）に勤務していた間に会社は適用事業所でなくなった。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から9年12月1日まで
私の年金記録について、社会保険事務所から標準報酬月額が下がっていることを聞いた。私はこのような手続をしたことは無いので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約3か月後の10年2月27日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年8月から9年11月までの期間について47万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立期間において申立人が雇用保険に加入していることが確認できる上、申立人は、「私は、B（部門）部長や店長の仕事をしていた。社会保険の手続などはしたことが無い。」と供述しているところ、元同僚は、「申立人は、店長をしており、主に現場をまとめる仕事をしていた。また、社会保険の手続等の仕事をする事は無かった。」と供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額記録については、平成11年1月から同年7月までは59万円、同年8月から12年9月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年1月1日から12年10月6日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社を経営した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成12年10月6日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約2か月後の同年12月5日付けで、申立人の標準報酬月額記録が、11年1月から同年7月までの期間については59万円から、同年8月から12年9月までの期間については41万円から、それぞれ24万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は代表取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正処理は、当該事業所がB地方裁判所から破産宣告を受けた平成12年10月18日から1か月以上後のことであり、破産手続開始後は、当該事業所の財産の管理処分権は破産管財人に専属するものであることを踏まえると、申立人が代表取締役として当該遡及訂正処理に関与していたと推認するまでには至らない。

一方、社会保険庁のオンライン記録により、平成12年8月29日付けで申立人の標準報酬月額が11年8月から12年9月までの期間について59

万円から 41 万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正が行われたのは、破産宣告前であり、申立人は代表取締役である上、申立人は「破産宣告前は、代表者印については私が管理、保管していた。経理担当職員に管理権限は無く、また、顧問税理士に社会保険関係の事務まで委託していない。」と述べており、経理担当職員も「社会保険料の滞納を社長に報告した。」と述べていることから、申立人は当該遡及訂正処理を知り得る立場にあったものと推認される。

これらを総合的に判断すると、平成 12 年 12 月 5 日付けの標準報酬月額
の記録訂正については有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係
る標準報酬月額は、11 年 1 月から同年 7 月までは 59 万円、同年 8 月から
12 年 9 月までは 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年5月については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成5年1月18日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、4年6月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額の記録を41万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から62年7月23日まで
② 平成4年5月1日から同年6月30日まで
③ 平成4年6月30日から6年6月まで

申立期間①については、私は、昭和60年1月から62年7月まで、B社に勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていた。健康保険証を使って歯科医を受診したことがあるので、被保険者期間と認めてもらいたい。

申立期間②については、A社の被保険者期間における標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して8万円に減額されていることは納得できないので、訂正前の標準報酬月額に戻してもらいたい。

申立期間③については、私はA社に平成6年6月まで勤務して保険料を支払っていたので、その間を加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録により、A社が休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年6月30日。以下「全喪日」という。）の約7か月後の5年2月8日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年5月について41万円から8万円に

遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人の供述及びA社の閉鎖事項全部証明書により、申立人が取締役でなかったことが確認でき、同僚の回答からも、申立人が当該手続に関与していたことをうかがわせる事情は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間③については、申立人は、雇用保険の加入記録から平成5年3月17日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、当該事業所の全喪日は、平成5年1月18日付けで4年6月30日に遡及して処理されており、それと同時に申立人を含む9人の4年10月の定時決定の記録が取り消されている上、全喪日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を全喪日にさかのぼって訂正されている者が10人存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、同日を全喪日とする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、全喪日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた平成5年1月18日に訂正することが必要である。

なお、平成4年6月から同年12月までの期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間②においての当初届け出た同年5月の社会保険事務所の記録から41万円とすることが妥当である。

一方、雇用保険の加入記録から、平成5年3月17日までの期間について申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、同年1月18日に全喪日にさかのぼって、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在は不明であるため、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③のうち、平成5年1月18日から6年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間①については、申立人の申立内容及び同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことはいくつかあるものの、申立人の勤務期間を特定することはできない。

また、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の加入期間のある者に聴取したところ、入社後数か月から3年の間に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるとともに、「会社がそのような取り扱いをしていた。」又は「本人の希望を優先していた。」等と供述している。

さらに、申立期間当時の事業主は既に他界しているため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から6年2月28日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が8万円となっているが、誤りであると思うので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年2月28日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌日の同年3月1日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年4月から6年1月までの期間について53万円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、事業主から提出された平成5年8月9日付けの標準報酬月額の算定基礎届の写しにより、申立期間当時、申立人の標準報酬月額は53万円と届けられていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、平成6年2月15日付けで取締役を退任（同年2月16日登記）していることが確認できる上、元事業主及び元同僚は、「申立人は営業担当であり、社会保険関係事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年7月1日から10年6月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月1日から10年6月30日まで
② 平成10年6月30日から同年7月1日まで

申立期間①については、A社における給与は月にだいたい75万円くらいで、退職するまで私の給与は変更されていないのに、標準報酬月額だけが引き下げられているのは納得できない。また、私は平成10年6月30日まで在籍しており、給与から同年6月分の厚生年金保険料を控除されているのに、同年6月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。調査して私の年金記録を正しいものにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日（平成10年6月30日）は、同年7月8日に処理されているところ、その翌月の同年8月24日付けで同処理をいったん取り消して、申立期間の標準報酬月額が59万円から38万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であることが確認できるが、元事業主は、「申立人は、B（地名）のC事業部でD（職種）を担当しており、社会保険等の事務処理はE県の本社で担当していた。」と証言している上、当該遡及訂正処理が行われた時点では、当該事業所における厚生年金保険被保険者でなくなっていることから、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は平成7年10月24日に当該事業所における雇用保険の被保険者資格を取得し、10年6月29日に離職したことが確認でき、厚生年金保険の記録と符合する。

また、申立人が所持する平成7年11月から10年6月までの給与明細書により、10年6月に59万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、厚生年金保険の保険料率が8年10月に改定されているところ、改訂後の保険料率に基づく保険料控除は、同年11月からとなっていることから、当該事業所は翌月控除であり、10年6月分の給与明細書で確認できる保険料は、同年5月の保険料であると推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から3年12月31日まで
A社に勤務していたときに、給与が下がったことは無かった。申立期間の標準報酬月額が下がっていると社会保険事務所の職員から聞いたが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成3年12月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約4か月後の4年4月28日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年1月から同年11月までの期間について53万円から36万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、役員ではないことが確認できる上、標準報酬月額の記録訂正が行われた平成4年4月28日時点においては、既に別の事業所に勤務していることが確認できることから、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成4年11月から5年9月までは38万円、同年10月から6年10月までは41万円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年11月30日まで
私の知らない間に申立期間に係る標準報酬月額が減額されていたので元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、平成6年11月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の7年1月9日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年11月から5年9月までの期間については38万円から、同年10月から6年10月までの期間については41万円から、それぞれ9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A事業所の商業登記は確認できなかったが、元同僚は、「申立人の兄が事業主としてA事業所での給与や社会保険の一切を管理しており、申立人は、私たちと同様に店頭で一緒に働く従業員だった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年11月から5年9月までは38万円、同年10月から6年10月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月1日から5年10月31日まで
社会保険事務所から説明を受け、A社に勤めていた申立期間当時の標準報酬月額が実際の給料と比べて、随分低い金額になっていることを知った。納得がいかないため、本来の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年10月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約2か月後の6年1月11日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年8月から5年9月までの期間について20万円から8万円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚が「申立人はB業務を担当する従業員であった。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年6月20日から8年7月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年7月31日から9年4月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、平成8年7月は41万円、同年8月から9年3月までは59万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月20日から8年7月31日まで
② 平成8年7月31日から9年6月17日まで

申立期間①については、私の平成7年6月から8年6月までの標準報酬月額が実際の給与とは異なっているので、訂正前の金額に戻してほしい。また、申立期間②については、8年7月31日以降もA社に継続して勤務していたので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社は、平成9年2月26日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年3月31日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年6月から8年6月までの期間について41万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員ではないことが

確認できる上、複数の元同僚が「申立人は、営業部長であり、社会保険の届出等には、関与していない。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円とすることが必要である。

2 申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人は、平成7年6月21日から申立期間②を含めて9年6月16日までA社に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所は、平成9年2月26日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年4月1日付けで、8年7月31日にさかのぼって申立人の資格喪失処理が行われている上、同年8月の標準報酬月額の改定が取り消されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

さらに、閉鎖登記簿謄本における役員の就任及び辞任の登記年月日から、当該事業所が適用事業所でなくなった平成9年2月26日以降も会社として存続していたことが推認できる上、申立人及び複数の元同僚は、同日以降も当該事業所に業務等が変わることなく継続勤務していた旨証言しており、当該事業所は、同日以降も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が、同日に適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の資格喪失の処理を行った平成9年4月1日であると認められる。

また、申立人の平成8年7月から9年3月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、8年7月は41万円、同年8月から9年3月までは59万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成9年4月1日から同年6月17日までについては、雇用保険の加入記録により勤務は確認できるが、申立人は、「社会保険労務士から、国民年金及び国民健康保険に切り替えるという提案があった。」と述べている上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の健康保険証が同年4月1日に返納されていることが確認できることから、当該期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係るA社における標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月31日から同年11月8日まで
A社における私の標準報酬月額の記録が、申立期間について30万円から9万2,000円に、9年3月6日付けでさかのぼって訂正されているのは納得できないので、元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年2月28日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年3月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が8年1月から同年10月までの期間について30万円から9万2,000円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、平成7年12月15日に代表取締役就任しているが、8年11月7日付けで代表取締役を退任（同年11月8日登記）し、遡及訂正処理が行われた時点では別の者が代表取締役に就任し、申立人は役員ではなかったことが確認できることから、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円とすることが必要である。

なお、申立人の厚生年金記録には、申立期間中の平成8年4月1日から同年9月26日まで、申立対象事業所とは別事業所（B社）における加入記録があり、標準報酬月額は41万円となっている。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から7年6月30日まで
私のA社における申立期間の標準報酬月額は、44万円であったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年6月30日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約半月後の同年7月13日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年11月から7年5月までの期間について44万円から9万2,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人はB（職種）をしており、経理及び社会保険関係の事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年11月までの期間、53年8月から同年9月までの期間、54年11月から同年12月までの期間及び59年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年11月まで
② 昭和53年8月から同年9月まで
③ 昭和54年11月から同年12月まで
④ 昭和59年10月

申立期間①の国民年金保険料は、母が昭和46年4月にA市役所の窓口にて国民年金の加入手続を行い、定期的に母が納付しているはずであり、申立期間②、③及び④の保険料は、妻が納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、社会保険庁の記録では、平成3年9月3日に申立期間④の国民年金の資格記録が訂正されているため、申立期間④当時は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和59年12月の時点では、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付できない期間であり、A市で別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していない上、加入手続及び申立期間①の保険料を納付していたと主張する申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)も無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から57年4月までの期間及び同年12月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から57年4月まで
② 昭和57年12月から59年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、昭和53年1月ごろにA市役所の窓口にて国民年金の任意加入の手続きを行い、定期的にA市又はB市の郵便局で納付していたはずであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市からB市C（現在は、B市D区E）への国民年金の住所変更手続を行った記憶が無いと申述しており、申立人が所持している再発行の国民年金手帳の住所はB市F（現在は、B市G区H）である上、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳では、A市からB市への住所変更は昭和54年12月7日であるが、申立人の被保険者台帳の移管年月日が59年12月25日であり、その間のB市から社会保険事務所への住所変更の届出がされていないことにより、申立期間当時、同市から申立人に納付書が送付されず国民年金保険料を納付できなかった可能性がある。

また、申立人は、申立期間当時の住所変更記録の記載がある国民年金手帳は紛失しており、申立人の記憶以外に保険料を納付していたことを裏付ける資料及び証言が無い上に、申立人の前夫は、婚姻期間中に申立人が国民年金に任意加入していたことも、保険料を納付していたことも知らなかったと申述している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年3月までの期間及び54年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から51年3月まで
② 昭和54年4月から同年6月まで

私の国民年金については、元妻が加入手続を行い、注意深く国民年金保険料を納付してきたのに申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、A社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和51年11月にB市に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間のうち49年9月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その元妻は、昭和48年7月に申立人が退職した後、速やかにC区役所で国民年金の加入手続を行い、以降、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと申述しているが、申立期間①についてD社会保険事務所が保管する個人別手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人の氏名は確認することができず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらなかった上、申立人の元妻の48年7月から50年3月までの期間の保険料は50年8月31日に過年度納付していることが提出された領収書により確認でき、夫婦の保険料を48年当時から現年度保険料として一緒に納付していたという申立人の元妻の申述とは相違している。

さらに、申立期間②については、申立人の元妻の納付記録は申立人と同

様に未納となっているところ、その元妻は、当該期間の保険料を納付していなかったかもしれないとしており、明言できないと申述している。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、昭和55年7月にA市に住所を移した際に国民年金の住所変更の手続を行い、国民年金保険料をB銀行C出張所で納付してきた。申立期間について督促状が送られてきたことも無く、未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立期間以前の保険料と同様に銀行の出張所で納付したと主張するところ、申立期間の納付に関する記憶は具体的では無く、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、納付状況は不明である。

また、申立期間の保険料の納付通知は、申立人がA市に転入した後の昭和55年7月から58年3月までの保険料がA市で納付済みと記録されていることから、A市が保管する申立人の被保険者名簿の記録から適切に送付されていたものと推認できる上、申立期間の36か月は短期間であるとは言い難く、これだけの期間について金融機関を通じて保険料を納付していたにもかかわらず、連続して行政側において納付実績が記録されなかったとするのは不自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、申立期間①及び②当時は体調が悪く収入が無かったので、姉が私の国民年金保険料をA区B郵便局で納付していた。保険料を納付していたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②当時は体調が悪く収入が無かったので、姉が私の国民年金保険料をA区B郵便局で納付していた。」と申述しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の姉は高齢のため当時の事情を聴取することができないことから、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①当時には、C区及びD県E市に居住しており、申立人の姉はA区に居住していたことが被保険者台帳等から確認でき、申立人あての納付書が申立人の姉の住所に送付されることは考えられない上、申立人の姉は申立期間①のうち昭和45年4月から46年4月までは国民年金・厚生年金保険共に未加入であったことから、申立人の姉が申立人の保険料のみ納付したと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間①当時には、E市では銀行からの保険料の納付は可能であったが、郵便局からの納付は取扱っていなかったことが確認でき、申立内容には齟齬がみられる。

加えて、申立人の姉が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から51年3月まで

私の国民年金保険料は、私が20歳になったころに母が国民年金の加入手続を行い、実家が自営業ということもあって自分の給与から保険料を引いて両親が納付していた。また、結婚後の昭和48年5月からは、妻が夫婦二人分の保険料を一緒にA信用金庫で納付していたはずで、申立期間の保険料が未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和51年9月ごろと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、20歳になった44年*月*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和51年9月の時点で、申立期間の過半は、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の両親は既に他界し、申立期間の保険料の納付状況について証言を得ることはできない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から同年8月までの期間及び同年12月から45年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年3月から同年8月まで
② 昭和43年12月から45年6月まで

私は、昭和47年に結婚するときに、父から国民年金保険料は払っておいたから、結婚後は嫁ぎ先で払ってもらいなさいと言われたことを覚えている。当時、同居していた兄も一緒に納付していたことを話しており、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の直近の任意加入者の加入時期から、申立人の加入手続は昭和46年11月ごろに行われたと推認でき、A郡B村(現在は、C市)が保管する国民年金被保険者名簿により、20歳になった43年*月*日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間①及び②の間の厚生年金保険加入期間は、平成20年1月28日に追加された記録であることが確認でき、それまでの間、両申立期間は一連の未納期間であったところ、申立人が加入手続を行った昭和46年11月の時点で、申立期間のうち、44年9月以前は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父は、既に他界し保険料の納付状況について証言を得ることはできない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年9月から54年3月まで

私は、会社退職後に役場で手続をし、国民年金保険料を納付書で毎月きちんと納付していたはずであり、申立期間が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和51年7月ごろと推認でき、申立人が所持する年金手帳の記載により、48年9月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認できる。

また、氏名検索及び申立期間に係る個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和51年7月の時点で、申立期間のうち、49年3月以前は、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付書で納付したと主張しているが、A郡B町（現在は、C市）では、納付書方式に切り替わったのは昭和61年ごろからで、申立期間当時は集金人により保険料を徴収していたことを確認済みであり、申立人の居住地で保険料の徴収を行っていた婦人会の記録でも、申立期間のうち48年9月から52年3月までは未納と記載されている（52年4月から54年3月までについては記載が無く、54年4月から55年3月までは納付と記載されている。）。

加えて、申立人は、申立期間以外にも未納、未加入期間が散見される上、

申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1818 (事案 954 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から54年6月まで
当初の判断後、私が国民年金に加入しようとしていたことを証言してくれる友人が見付かったので、話を聴いて、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、国民年金手帳記号番号の払出日から申立期間の国民年金保険料を納付し得ないこと、申立内容に不自然な点が見られることから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月7日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、二人の友人が申立人の国民年金の加入について申述してくれるとし、申立期間の保険料を納付していたと主張するが、友人二人の申述からは、申立人の主張どおりの時期に国民年金の加入手続をしたことがうかがえず、申立人が提出した書面にも、当初の判断を変更すべき新たな事実が認められない。

また、申立人が申立期間の一部について、一緒に保険料を納付していたと主張するその夫の国民年金保険料収納記録も、当該期間が未納となっている。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1295 (事案 100 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 35 年 9 月まで
A社に勤めていた当時の同僚の名前を思い出したので、再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名及び欠番が無いこと、当該事業所は既に解散していて、資料等も残されていないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、当該事業所に勤務していた当時の同僚 6 名の姓を挙げているが、このうちの 5 名については、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿の中に該当する者が確認できず、残る 1 名については該当する姓の者が確認できるものの、既に亡くなっているため、当時の事情を確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 8 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで
私は、申立期間の脱退手当金を受け取った覚えが無いので、当該記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の生年月日は、事業所を退職した後の昭和 34 年 1 月 23 日に大正 15 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日に訂正されており、申立期間の脱退手当金は昭和 34 年 1 月 30 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて生年月日の訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ昭和 33 年 11 月 24 日に回答したことが記録されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から同年11月1日まで
昭和22年4月から同年10月までの期間は、A社に勤務していたので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業所が保存する人事記録から、申立人がA社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の昭和22年4月から同年7月（同年は8月以降の資格取得者はいない。）までの資格取得者に申立人の氏名の記載が無い。

また、申立人はA社から分社されたB社（昭和22年7月設立）に22年12月に移籍したと述べているところ、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった23年1月6日と同日付けで申立人は厚生年金保険の被保険者資格を取得し、その際、新規に厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、事業主に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届確認通知書、賃金台帳等の保存が無いため、事業主が申立期間について申立てどおりの厚生年金保険の被保険者資格取得届等を行ったこと、及び申立人の給与から保険料を控除していたことについて、これらを確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等が無く、申立人が氏名を記憶していた同僚に事情を聴取したところ、申立人の在籍は記憶していたもの

の、申立期間の厚生年金保険の加入手続及び保険料の控除等について証言を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 1 日から 53 年 10 月 2 日まで
私は、A社を設立した昭和 47 年 7 月に厚生年金保険制度に加入し、その後、厚生年金保険料をしっかりと納めてきたのは間違いないので、記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の設立は、履歴事項全部証明書から、昭和 47 年 7 月 1 日であることは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿では、同事業所は、昭和 53 年 10 月 2 日に厚生年金保険の新規適用事業所とされており、申立人夫婦及び二人の同僚の資格取得日も同日と記録されている。

また、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役であり、妻は社会保険の手続や経理関係を担当していた取締役であったことから、その事実を知り得る立場にあったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
私は、父の家業を継ぐために昭和 31 年 3 月から 1 年間、A 社に勤務したので、昭和 32 年 2 月及び同年 3 月について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の取締役は、「当時の人事記録等の資料が無く、確認できない。」と供述しており、同僚のうち 4 名は、「申立人が申立当時勤務していたかどうか覚えていない。私の厚生年金保険の記録に誤りは無い。」と回答しており、他の 1 名は、申立人と厚生年金保険の資格喪失日が同じであるが、申立人の記憶が無く、申立人の勤務実態について、確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、A 社は、昭和 46 年 7 月 26 日に適用事業所でなくなり、事業主も既に他界しており、申立人の勤務実態について、確認できる関連資料は無い。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 4 日から 45 年 9 月 13 日まで
私は、昭和 42 年 12 月から 45 年 9 月まで A 社で仕事をしてきた。それ以前に勤めていた 2 社の脱退手当金は受領しているが、A 社の脱退手当金はもらっていない。A 社を含めた 3 社の脱退手当金が支給済みであると社会保険事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社より前に勤めた 2 社については脱退手当金を受給したと主張しているが、申立人の脱退手当金の支給記録は、A 社を退職後に、それ以前に勤めていた 2 社の分と合わせて支給されており、申立人の主張は不自然である。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、当該脱退手当金は、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立人が所持する昭和 48 年 8 月 5 日に再交付された厚生年金保険被保険者証に「脱退手当金支給済」の押印があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 18 日から 44 年 11 月 16 日まで
平成 20 年 4 月に夫の年金の受給手続に行った際、自分の年金も調べてもらい、申立期間について脱退手当金が支給されていることになっていることを初めて知った。申立期間は、A社B事業所に勤務していたが、当時は国民年金や厚生年金保険という制度そのものをよく知っておらず、脱退手当金は受け取った覚えが無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後4ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険の資格喪失日である昭和44年11月16日の前後約3年以内に資格喪失し、脱退手当金を受給している13人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10人について資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約4か月後の昭和45年3月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年7月1日から57年2月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和58年3月1日から60年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月1日から57年2月1日まで
② 昭和58年3月1日から60年7月1日まで

私は、昭和52年6月にA社へ入社してB（職種）の仕事をしており、57年6月に退職するまで継続して勤務していた記憶がある。申立期間①における加入記録が無いとする社会保険事務所の回答に納得できない。

また、昭和57年7月に入社したC社では、申立期間②において標準報酬月額が不自然に下がっているが、給与が変わった記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人がA社を昭和55年6月30日に離職し、57年2月1日に再度資格取得していることが確認でき、厚生年金保険の記録と符合する。

また、社会保険事務所に保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番もない上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するC社の被保険者名簿により、当該期間の標準報酬月額について、訂正、取消等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない上、申立人と一緒にC社に出向した元同僚についても同様に、昭和58年3月及び同年10月に標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

また、C社で経理及び社会保険手続を担当していた元同僚は、「申立人は、出向先と出向元の両事業所から給与を得て、自ら確定申告を行っていた。ある時期から標準報酬月額が引き下げられているのは、資格取得時決定で高めに届け出られた標準報酬月額について、実態に基づき月額変更届で修正したものと思う。C社は社会保険料の滞納も無く、届出は適切に行っていた。」と供述している。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月1日から35年3月1日まで

私は、昭和34年2月にそれまで勤務していた会社を退職後、同年3月にA事業所に入社し、同社が倒産する35年春まで勤めた。私は当時、社長に厚生年金保険への加入をお願いして厚生年金保険料を引かれていたことを記憶しており、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚は「私は、当該事業所においてはアルバイトのようなもので、厚生年金保険料は引かれていなかったし、厚生年金保険には加入していなかった。申立人も同じだと思う。」と供述していることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、当該事業所は、昭和35年2月29日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係資料の所在が不明であることから、申立期間の勤務実態は不明である上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人は、自分の生年月日が昭和9年*月となっている書類を見たことがあり、事業主が誤って届け出たのではないかと主張しているところ、当該事業所の被保険者名簿には、申立人と同姓の9年*月生まれのもの

が確認できるが、元同僚は、その同姓の9年*月生まれの者と申立人の両者を知っており、別人であると証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 21 日から同年 8 月 22 日まで
② 昭和 33 年 3 月 20 日から 35 年 8 月 26 日まで
③ 昭和 35 年 8 月 26 日から同年 12 月 30 日まで
④ 昭和 36 年 1 月 5 日から 38 年 3 月 1 日まで
⑤ 昭和 38 年 4 月 1 日から 40 年 9 月 6 日まで

年金の受給額が友人と比べると少ないので納得できず、社会保険事務所で調べたところ、脱退手当金が支給されていることを知った。私は、A社以前に勤務していた会社では、すべて社会保険関係の仕事に従事し、脱退手当金についてはよく理解しており、私自身は請求していないし、受け取ってもいない。調査の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給されるまでのすべての事業所の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで
私の平成 13 年 4 月 1 日から 15 年 3 月 31 日までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられているが、A社における当時の給与は 50 万円だったので、調査の上その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 15 年 3 月 31 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険事務所のオンライン記録により、その翌月の同年 4 月 17 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、13 年 4 月から 15 年 2 月までの期間について 50 万円から 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、記録の訂正が行われた期間において代表取締役であった上、厚生年金保険料の滞納があったので総務担当の取締役と共に滞納していた保険料の納付について社会保険事務所の職員と協議していることが社会保険事務所で保管している滞納処分票に記載されており、代表取締役であった申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1306 (事案 388 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月から同年11月まで
② 昭和29年2月から同年11月まで

当初の判断では、私の弟の厚生年金保険加入記録も無かったことが理由とされているが、弟と自分とでは職歴も立場も異にしており、弟の厚生年金保険加入記録が無いことは、理由とならないと思う。

その旨を記した書面を提出するので、申立てを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらないこと、申立人の弟に係る当該事業所における厚生年金保険加入記録も無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、長年勤務してきた申立人と一従業員に過ぎないその弟とでは、立場が異なる旨を記した書面を提出し、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと主張しているが、事業所における役職の違いが雇用形態の違いであることとの理由とはならない上、同僚の供述からも、申立人の弟の雇用形態が非常勤又は短時間労働等であったことはうかがえない。

また、申立期間は同一事業所における二つの期間であるが、口頭意見陳述において、申立人は、申立期間①の状況について、「給与としてではなく、叔父から小遣いを渡されていた。」、申立期間②の状況について、「1台につきいくらという形で(報酬を)もらっていた。」と供述しており、申立人と当該事業所との関係は、雇用されていた他の従業員とは異なるものであったと推認される。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 12 月 10 日まで

私は、経営していた会社が倒産したとき、滞納していた社会保険料をまとめて支払ったはずである。標準報酬月額の訂正という話は、全く聞いておらず、さかのぼって標準報酬月額が訂正されたのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 5 年 12 月 10 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その 3 日後の同年 12 月 13 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が 4 年 10 月から 5 年 11 月までの期間について 53 万円から 8 万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、会社の代表者印は自分が管理していたと供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書が必要である。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該遡及訂正処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から24年6月1日まで
② 昭和24年12月2日から26年7月1日まで

私は、昭和24年4月から26年7月まで、A市B駅付近にあったC事業所にD（職種）として勤務していたが、社会保険庁の記録では、24年6月1日から同年12月2日までの記録となっており、その前後の勤務期間の年金記録に欠落があるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、A市B駅の付近にあったC事業所に勤務していたことは認められるが、申立期間において勤務していたことまでの証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が管理するC事業所の被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は無い上、E事業所（C事業所の記録を引き継いだ機関）が管理するF（人事記録名）にも、申立期間に申立人の氏名は無い。

さらに、従業員の管理について関係者に聴取しても、申立期間当時の勤務実態は不明である上、複数の元同僚に聴取しても、申立人の勤務実態について証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月19日から同年8月31日まで
② 昭和60年9月8日から63年7月2日まで
③ 昭和63年8月22日から平成元年1月11日まで
④ 平成元年1月10日から同年4月6日まで
⑤ 平成元年4月6日から同年4月15日まで
⑥ 平成元年4月16日から同年4月30日まで
⑦ 平成元年5月15日から2年9月12日まで

私は、船員手帳に記載のとおり、申立期間①はA社所有のB（船舶名）、申立期間②及び③はC（氏名）所有のD（船舶名）、申立期間④及び⑥はE（氏名）所有のF（船舶名）、申立期間⑤はG社所有のH（船舶名）、申立期間⑦はI社所有のJ（船舶名）に、それぞれ船員として勤務していたが、いずれも船員保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の写しにより、申立人は、申立期間に係る各船に船員として勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する申立期間①、③、④、⑥及び⑦に係る船舶の被保険者名簿には、それぞれの申立期間において、申立人の氏名は無く、被保険者証の番号に欠番は無い。

また、申立期間②のD（船舶名）は、昭和63年8月1日に船員保険の新規適用となっており、申立期間②当時は船員保険の適用となっておらず、申立期間⑤のG社は、船舶所有者として登録が確認できない。

さらに、申立期間①及び⑦に係る当時の事業主は既に他界しており、申

立期間②、③、④及び⑥の当時の事業主は、所在が確認できないことから、それぞれの申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月から30年9月まで

私は、A事業所でB（職種）として勤務していたが、勤務期間のうち、昭和26年7月から30年9月までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する身分証明書、写真等により、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、B（職種）として勤務したと主張しているところ、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日保発第51号）により、B（職種）は、昭和26年7月1日から厚生年金保険の強制被保険者にならない旨通知されており、申立人は、当該通知を受けて厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、D（機関名）が管理する労務管理関連名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。